

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会
「子ども支援専門部会」

令和5年12月19日

件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課
内容	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で意見聴取を行う必要があるため、本案を提出する。</p> <p>1 認可手続きについて</p> <p>(1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和4年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、2事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行う。</p> <p>(2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（審議・調査事項1-1、1-2参照）。</p> <p>(3) 事業継承者 ア 氏名：荒井 美夏 所在地：足立区古千谷本町三丁目5番15号 定員：5名 イ 氏名：鴨下 優美 所在地：足立区古千谷本町二丁目5番30号106 定員：5名</p> <p>(4) 認可年月日 令和6年4月1日</p> <p>2 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。</p>

家庭的保育事業審議資料

No.	氏名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	荒井 美夏	足立区古千谷本町 3-5-15	事業継承者	5	適合	16.5	19.6	自園調理	良好
2	鴨下 優美	足立区古千谷本町 2-5-30-106	事業継承者	5	適合	16.5	16.5	自園調理	良好

※1 【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2 【保育室面積】

保育室の面積は9.9m²以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m²に3人を超える人数1人につき3.3m²を加えた面積とする。

※3 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和4年10月14日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名	
		荒井 美夏	鴨下 優美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	95.0%	90.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	76.8%	77.2%
保育園 実習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	86.0%	86.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	74.6%	76.7%
総合評価		83.1%	82.5%

※ 各割合は得点率を示す。

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。